

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和8年3月

雇用環境・均等局勤労者生活課

労働者協同組合業務室

多様な就労機会を創り、 多様な地域ニーズを満たす 労働者協同組合

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事することを基本原理とする組織です。これらの基本原理に従い事業を行うことで、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としています。

令和2年12月公布・**令和4年10月施行**の労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

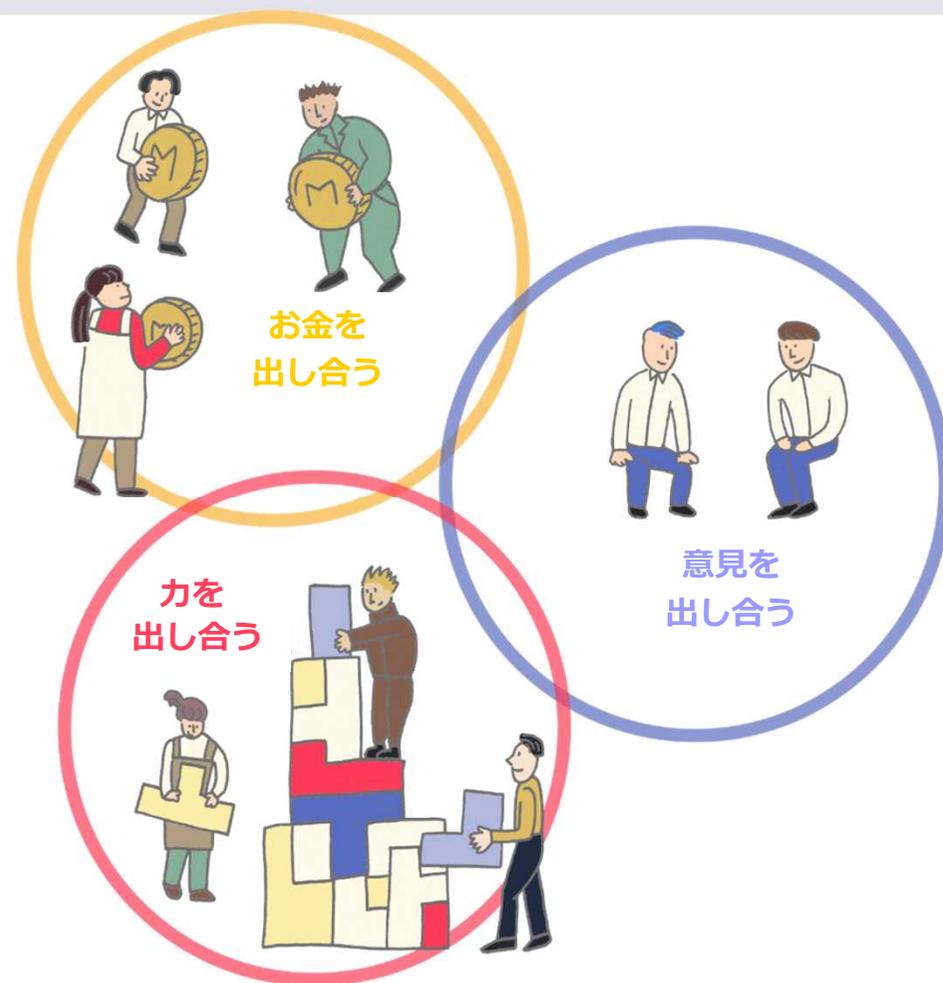
この法律では、労働者協同組合は、以下（1）から（3）の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

(1) 組合員が出資すること

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

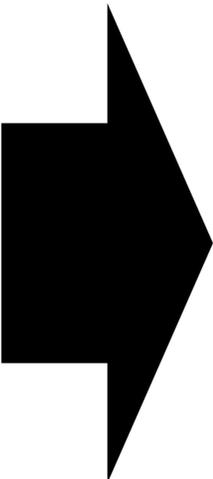
(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、地域において、**高齢・障害・子ども・生活困窮等の幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要**とされています。
- こうした多様なニーズに応えようとする人々は、それぞれの考え方や働き方に応じ、NPOや企業組合といった法人格を活用し、又は任意団体として法人格を持たずに活動してきました。
- しかし、NPOでは出資を受けられない、企業組合では営利法人とみなされる、任意団体では個人名義でしか契約できないなど、**従来の枠組みにはいずれも課題**がありました。
- このため、**多様な働き方や人材の活躍を実現し、地域の課題解決や価値創造をするための新しい法人類型**が求められてきました。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な就労機会を創り、多様な地域ニーズに応えるための選択肢**の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の設立状況（概要）

令和8年2月1日時点で37都道府県で計**179法人**が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
 ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は14法人

分野の例

- ・高齢者支援
- ・店舗運営
- ・配送
- ・子ども支援
- ・広告物や映像制作、イベント企画
- ・食品製造・販売
- ・障害児・障害者支援
- ・困りごと解決支援
- ・建設・土木・造園（緑化）
- ・家事・清掃
- ・農産物の生産等
- ・人事・コンサルタント業
- ・キャンプ場経営等

※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→27法人
NPO法人からの組織変更
→15法人

組織変更

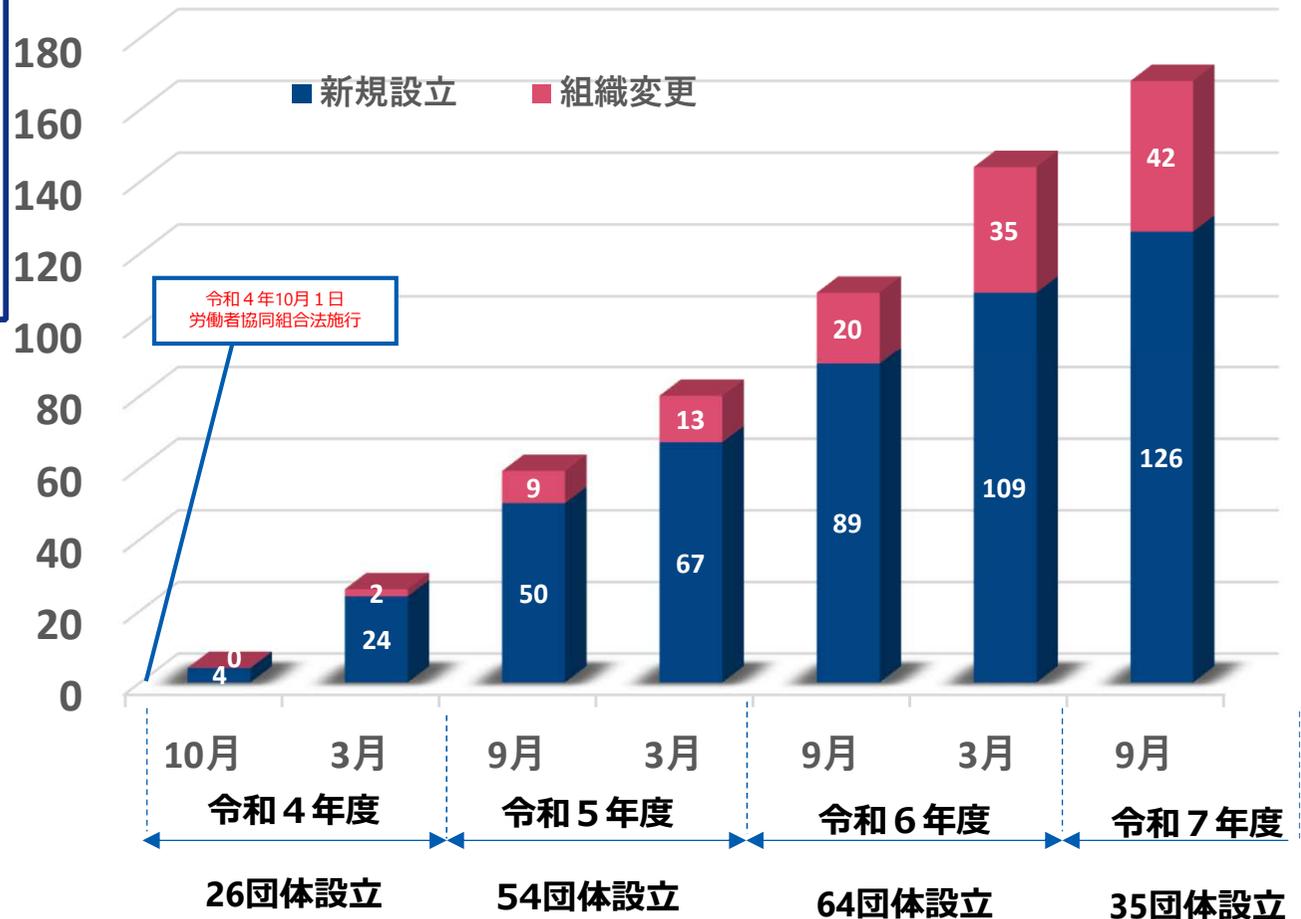
42

新規設立

137

（累計設立数）

労働者協同組合累計設立数推移



労働者協同組合の主な特徴

1 目的・事業

- ・**労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能**。 ※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、**持続可能で活力ある地域社会の実現が目的**。

2 出資原則

- ・出資を受けられず、会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、**組合員が出資**。
- ・出資の偏りを防ぐため、**一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで**。

3 意見反映原則

- ・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、**組合員には平等に一人一個の議決権**。
- ・組合員の意見反映方策の**定款への明記**と、意見反映方策の実施状況・結果の**総会報告が法定**。

4 事業従事原則

- ・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、**組合員は、個人のみ**。
- ・構成員の事業従事が不要であるNPO法人や株式会社とは異なり、**総組合員数の5分の4以上の事業従事が必要**。
- ※ 剰余金の配当について、実施不可のNPO法人や出資配当の株式会社（営利法人）とは異なり、**組合の事業に従事した分量に応じて可能（従事分量配当 ⇒ 非営利）**。

5 労働契約の締結

- ・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、**労働契約の締結が必要**。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用。
- ・労働契約を締結する組合員が、全組合員の過半数であることが必要。

6 設立要件・手続き

- ・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、**3人以上で設立可能**。
- ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、**法律の要件を満たし登記をすれば、行政庁の関与無しに法人格が付与（準則主義）**。

他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性**※1と**事業性**※2を両立させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

 営利性 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社	 社会・経済の 持続的な発展
	出資配当	企業組合 ※年2割までの出資額に応じた配当。なお剰余があるときは、従事分量配当。	
	従事分量配当 ※事業に従事した分量に応じた配当	労働者協同組合	
	配当不可	一般社団法人、NPO法人	

	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の 経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、 サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・ 医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1株1個	1人1個	1人1個	原則1人1個	原則1人1個
構成員の 意見反映	一定の事項は株主 総会で決議	一定の事項は総会で議決	<ul style="list-style-type: none"> 一定の事項は総会で議決 意見反映方策を定款に明記 意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告 	一定の事項は社員総会で決 議	一定の事項は社員総会で 決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事 比率	—	総組合員の2分の1以上	総組合員の5分の4以上	—	—
剰余金の 配当	原則株式数に応じ た配当	<ul style="list-style-type: none"> 年2割までの出資配当 従事分量配当 	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1人以上	4人以上	3人以上	2人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

令和7年度予算額 80百万円 (62百万円) ※ ()内は前年度予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

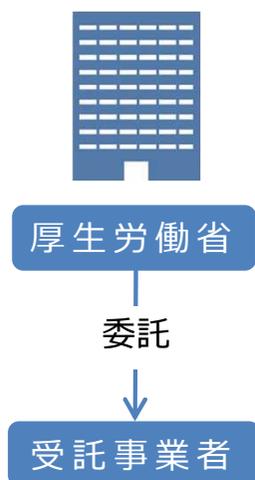
1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和7年度は、法施行から2年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。

※ 労働者協同組合: 令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

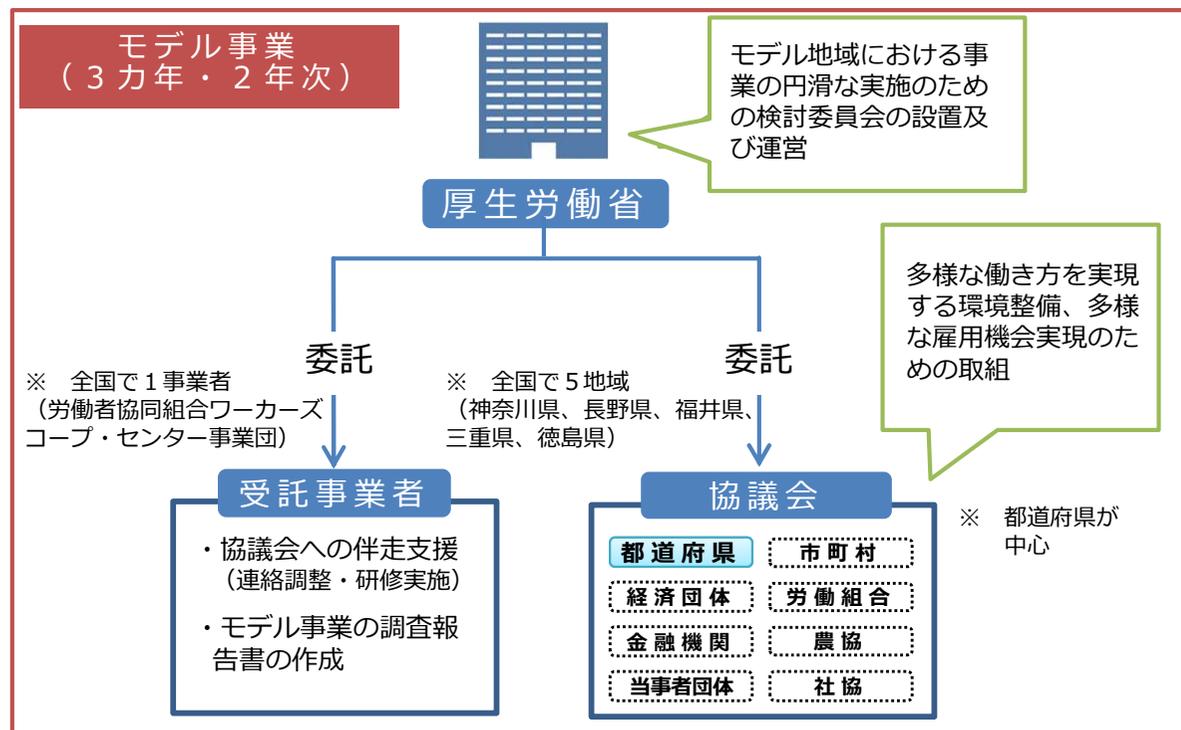
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



特設サイト、メールマガジンによる情報発信

労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」では好事例動画や記事、労働者協同組合関係者へのインタビュー記事等を掲載しています。毎月新しい記事を更新しますので要チェック！

また、労働者協同組合のホットトピックをお伝えするメルマガ、「ろうきょうマガジン」の毎月配信しています。基礎的なパンフレットに加え、「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」も作成・公表しています。



好事例の動画（20件超）や記事（30件超）

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワークスコープ（令和5年4月設立）

2023年5月28日

はたらくをもっと楽しく、共創する地域を目指して兵庫県尼崎市の南の端、阪神工業地帯の少し北にある阪神尼崎駅近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ職場で働いていた7人のメンバーで立ち上げ造園[...]

続きを読む



労働者協同組合ワークスコープ・センター事業団 仙台地域福祉事業所けやきの社（令和5年4月設立）

2023年5月15日

こどもたちをまんなかに 地域のみんながふれあう交流広場―仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童館8館、子育てひろば1館、院内保育所1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。[...]

続きを読む



CampingSpecialist労働者協同組合（令和4年10月設立）

2023年3月25日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事が生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として[...]

続きを読む

主な情報提供資材

- 労働者協同組合法パンフレット
「知ろう はじめよう ろうきょう」
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
(厚生労働省の助成金等、中小企業庁の補助金等、融資)
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き



市町村の取組事例（広島県広島市：平成26年度～）

【市の概要】

人口：1,170,275人 世帯数：585,426世帯 高齢化率：26.6%

(R7.3末時点 広島市住民基本台帳データより)

現状・課題

- ・ 少子高齢化や転出超過の進行に伴い、地域の活力低下や担い手不足が課題。
- ・ 持続可能な社会の実現のためには、働く人それぞれの個性に合った多様な働き方を実現していくことが必要。

【広島市「協同労働」促進事業】

「協同労働」の仕組みを活用して、地域課題に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援（平成26年度～）

⇒ 構成員のうち半数が60歳以上という年齢要件を撤廃（令和4年度～）

伴走型支援

協同労働 支援センター事業

- ・ 広島市シルバー・協同労働センターから、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団へ委託
- ・ 経験豊富なコーディネーターが事業の立ち上げから、その後の運営までの伴走型支援を実施

補助金交付

「協同労働」 個別プロジェクト 立ち上げ支援事業

- ・ 協同労働支援センターの支援を受け、具体的な事業化の目途が立った団体を対象に、外部有識者による評価（事業可能性検討会議〈年2回開催〉）等を行った後、認定された団体に補助金を交付
- ・ 立ち上げに要する経費に補助金「補助率1/2（上限100万円）」を交付
- ・ 概算払いで支給し、翌年度の5月までに精算処理

現在35の協同労働団体が活動中

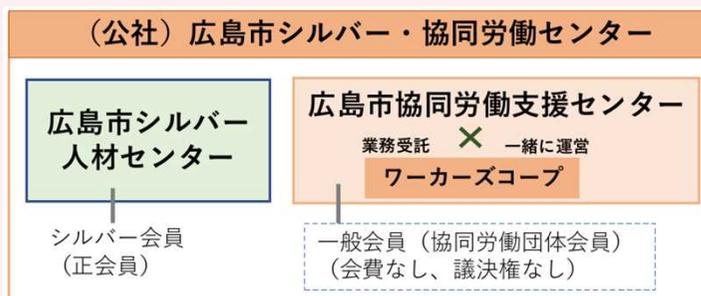
（うち1つが労働者協同組合）

事業内容

困りごと支援	22
サロン	18
農業	6
食	4
町内会等連携活動	7
子どもの居場所、学習支援	2
フリーマーケット運営	1
スポーツクラブ運営	1

★広島市協同労働支援センターについて★

- ・ 令和7年度より、シルバー人材センターと統合。
- ・ 統合の効果は以下のとおり。
 - ①両センター相互の会員数、団体数の増加
 - ②シルバー人材センター、協同労働団体の就業機会拡大
 - ③団体の人材育成、業務拡大、リスク低減、安定性・信頼性向上(シルバー人材センターが開催する研修・講習会の活用)
 - ④両センターそれぞれが持つ利用者からの声・ニーズ、地域課題を共有



(※) 地域運営組織 (RMO) との関係
「ひろしまLMO」として、全小学校区での地域運営組織の設立を推進。一部のLMOでは、協同労働団体が参加し、事業の一部を担う。

労働者協同組合の2つの意義と具体例

①多様な就労機会の創出

○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業、フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）

（労協）上田（長野県）

（労協）キフト（神奈川県）、（労協）こども編集部（兵庫県）

○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）

（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）

（労協）うつわ（大阪府）

②多様な地域ニーズの充足

○地域のエッセンシャルサービスの維持

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・生活困窮・子ども関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）

エイトバードカンパニー（労協）（東京都）、（労協）法人ほっと会（静岡県）

（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県）

（労協）うんなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）

つくば（労協）（茨城県）

（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて**地域における多様な需要に応じた事業が行われること**を促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

労働者協同組合上田（長野県）（令和5年3月設立）

- 長野県上田市で、経験豊かな高齢者がいきいきと働く場を作ろうと、任意団体を立ち上げ、その活動の中から、事業性が見えた営繕に関する事業を労働者協同組合として法人化。現在、営繕に関する仕事を中心に事業を展開。
- 活動の目標は「第二の人生を私たちが主役となって、地域の課題や問題を解決していく仕事の担い手になる。そして、次の人たちに継いでゆく」こと。
- 楽しく仕事ができることを大切に、誰かから命令されてやるのではなく、自らが主体的に取り組むことを大切にしている。
- 企業等を退職したシニア層が中心だが、退職後も見据えて副業として参加しているメンバーもあり、地域の女性たちも参加している。
- さらに、地域包括支援センターなどの関係者と連携し、地域の高齢者の困りごと解決（庭木の手入れ、家の片付け、エアコンのクリーニング、通院や買い物の支援など）のサービスも行うとともに、地域の遊休農地を活用した穀物の栽培や商品開発などにも取り組んでいる。



労働者協同組合うつわ（大阪府）（令和5年3月設立）

- 大阪府大阪市で、志を同じくする仲間の訪問介護事業所の管理者やサービス管理責任者、登録ヘルパーが集まり、訪問介護事業を行う労働者協同組合を設立。
- 以前までの職場では上司や同僚との介護に対する考え方の違いなどを感じており、**自分たちが追い求める理想的な介護を行いたくても組織の方針に従わなければならない場面もあり、自分たちが理想とする介護のできる法人を立ちあげたいと思っていた。**
- 一人ひとりが対等の立場で話し合いを大切にする労働者協同組合の働き方に着目し、調べていく中で、大阪府主催のセミナーに参加して、法人設立へ。
- より良いケアの追及のためには考える時間や話し合う時間を取り、一方的な意見ではなく、みんなの意見を取り入れ、ケアの実践に生かしていくことが必要不可欠。
- 以前までの職場では実践できなかったケアの質をみんなで追求できる働き方に、本来あるべき介護の姿、介護事業の未来を感じているという。



労働者協同組合ワーカーズコープちば（千葉県）（令和4年12月組織変更）

- ▶ 設立年月 1987年3月（2022年12月に企業組合から組織変更）
- ▶ 業種・事業内容 建物等維持管理業、倉庫業、老人福祉・介護事業等
- ▶ 組合員数（年齢構成） 総数240人（10代～80代、特に65歳以上約90人）
- ▶ 資産 約1.5億円 売上高 約5.9億円 収支 +約1,600万円
- ▶ 施設等 本部（船橋市高根台）ほか11拠点（居宅・訪問介護ケアステーション等）
車両運搬具、オフィス器具等の設備

▶ 沿革・経緯

- ・ 1987年、自治会等の住民有志が、中高年失業者の働く場づくりを目的に、**任意団体**を設立。
- ・ **清掃・物流**等の身近な仕事から活動開始。2000年施行の**介護保険制度の事業**を運営するため、2002年に**企業組合**を設立。労働者協同組合法の成立を受けて、2022年に**組織変更**。

▶ 特徴

（多様な就労機会の創出の観点）

- ・ ビルメン、物流、清掃、**介護・障害福祉、子育て支援**等、幅広い分野で働く場を用意。
- ・ **10代から80代まで240名**が参画し、スキルやライフステージに応じた多様な働き方を実現。

（多様な地域ニーズの充足の観点）

- ・ 近年、**生活困窮者支援を強化**し、自立相談・就労準備・居住支援等の伴走型支援も展開。
- ・ 「フードバンクちば」による食品提供や「制服バンク」によるリユース等、地域の**貧困問題**に対応。

※情報は原則2025年3月時点



エイトボードカンパニー労働者協同組合（東京都）（令和5年5月設立）

- 東京都板橋区で地域密着型通所介護、介護予防、日常生活支援総合事業を行う労働者協同組合。現在はリハビリデイサービスを主体の事業としている。
- 地域福祉を学び介護業界で経験を重ねた代表が、病院や施設でリハビリを提供することよりも地域で困っている人の支援を行うことがより目指す形であると考え、法人の立ち上げを決意。新たに施行された労働者協同組合の働き方が自身の考えに近いものと考え労働者協同組合法人を設立した。
- 現在は介護事業の他、社会事業として月一回こども食堂を開設したり、子供の居場所づくり、高齢者と子供の交流行事などを行っている。
- 今後、地域の高齢者の方を元気に導きつつ、子供たちに向けた社会事業を継続して行いたいと考えており、また、居場所の中で悩み相談を受け、提案や公的機関へと繋ぐような場所を作っていくことも目指している。



労働者協同組合法人ほっと会（静岡県）（令和5年5月設立）

- 静岡県藤枝市で、任意団体として、認知症と共に歩む家族の会の活動をおこなってきた団体の分会として活動。
- 活動の幅を広げるため法人格の取得を目指す中で、メンバーが横並びの関係で運営、設立手続きが簡単、地域が抱える課題解決が目的、自治体と連携した事業に取り組みやすいなどの理由で、NPOより自分たちに合っていると、労働者協同組合の法人格を選択。
- 現在は、認知症家族会の活動、講座・セミナー開催、居場所・認知症カフェ「輪笑（わっしょい）」の運営、介護予防・日常生活支援総合事業通所Bなどを行っている。
- また、新たな取組として、こども食堂・地域食堂を開設した繋がり支援、ヤングケアラー支援、旅行を諦めている方への旅行支援など、地域の人々のニーズに応じ、多種多様な支援サービスの提供を目指している。



労働者協同組合の可能性と今後に向けての期待

児童相談所の夜間相談窓口
困難を抱えた子ども達の居場所



地域の課題解決に寄与

介護、障害福祉、子育て支援、地域コミュニティの活性化など、多様な地域課題の解決を図る選択肢。

自治会を母体にした配食サービス



多様な人材が活躍できる機会の創出

働き方や仕事内容を組合員全員で話し合っていていく中で、多様な働き方が可能な環境を整備できる。

障害のある方々の就労を支援するカフェ



地域で働く場の創出

労働者協同組合は、出資と労働が結びついた働き方であり、地域密着型の仕事おこしにつながる。

廃食用油を利用した燃料開発



幅広い関係者（都道府県、市町村（福祉部局や地域振興部局等）、自治会、福祉関係者、活躍の場を求める若者やシニア世代など）が、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題を解決するための選択肢として、労働者協同組合を活用いただくことで、様々な事業が展開され、誰もが生き生きと輝ける、より豊かな地域社会の創出に資することが期待される。